

掛川市規則第24号

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市介護保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第90号）の一部を次のように改正する。

様式第11号中

「

配偶者に関する事項	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所	電話番号		
	本年1月1日現在の住所（上記の住所と異なる場合のみ記入）			
	課税状況	市町村民税	課税	・
収入等に関する申告	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者／市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 <input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得額、課税年金収入額及び（遺族年金・障害年金）収入額の合計額が年額80万円以下です。 <input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得額と課税年金収入額及び（遺族年金・障害年金）収入額の合計額が年額80万円を超えます。			
	日本年金機構 ・ 地方公務員共済 ・ 国家公務員共済 ・ 私学共済			
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/> 預貯金、有価証券等の金額の合計が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。（預貯金、有価証券等に係る通帳等の写しは別添のとおり）			
	預貯金額	円	有価証券（評価概算額）	円
			その他（	円

」

を

「

配偶者に関する事項	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所	電話番号		
	本年1月1日現在の住所（上記の住所と異なる場合のみ記入）			
	課税状況	市町村民税	課税	・

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/> ①生活保護受給者／②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 <input type="checkbox"/> ③市町村民税世帯非課税者であって、合計所得額、課税年金収入額及び（遺族年金・障害年金）収入額の合計額が年額80万円以下です。 <input type="checkbox"/> ④市町村民税世帯非課税者であって、合計所得額と課税年金収入額及び（遺族年金・障害年金）収入額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。 <input type="checkbox"/> ⑤市町村民税世帯非課税者であって、合計所得額と課税年金収入額及び（遺族年金・障害年金）収入額の合計額が年額120万円を超えます。		
	日本年金機構 ・ 地方公務員共済 ・ 国家公務員共済 ・ 私学共済		
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/> 預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1,000万円（夫婦は2,000万円）、③の方は650万円（同1,650万円）、④の方は550万円（同1,550万円）、⑤の方は500万円（同1,500万円）以下です。（預貯金、有価証券等に係る通帳等の写しは別添のとおり） ※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、③～⑤の方は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。		
	預貯金額 円	有価証券（評価概算額） 円	その他（ ） 円

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。